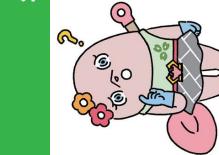


# 盛土等による災害を防ぐための、大切なお知らせ



自宅が盛土造成地に開発されたものかどうか、  
調べる方法はある?

土を掘るのが好きなモグラの子  
“キリちゃん”

宅地を造成する場合、盛土と切土を組み合わせる手法が一般的です。このような盛土造成地のうち大規模なものについては、各地方公共団体のウェブサイトや以下のウェブサイトから位置を確認することができます。

**ハザードマップポータルサイト** <https://disaportal.gsi.go.jp/>

\* 重ねるハザードマップの地図を見る|→「すべての情報から選択」→「土地の特徴・成り立ち」→「大規模盛土造成地」を選択

大規模盛土造成地においては、大規模地震時に崖崩れや土砂の溢出による被害が発生したケースもあり、ご自宅が大規模盛土造成地の上にある場合は、5ページのような壁面の割れなどが生じていなかなど、盛土等に問題がないか留意することが必要です。

\* 大規模盛土造成地マップは、大規模地震発生時にいて滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。



土を盛るのが好きなモグラの子  
“モコくん”

他にも、地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) で  
昔の航空写真と見比べる方法や、  
自宅ができる頃から近所に住んでいる人に  
聞いてみる方法もあるよ。

また、今後、都道府県や市による規制区域内の既存盛土の分布状況に関する調査結果についても、  
それぞれのウェブサイト等で公表される予定です。

## 盛土規制法に閉する情報は、以下のウェブサイトをご覗ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>  
農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>  
林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>



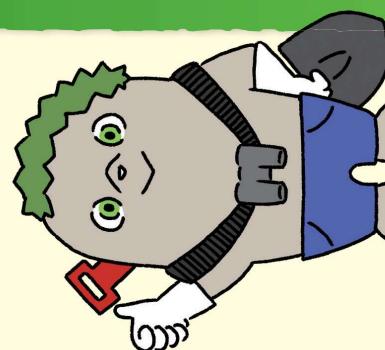
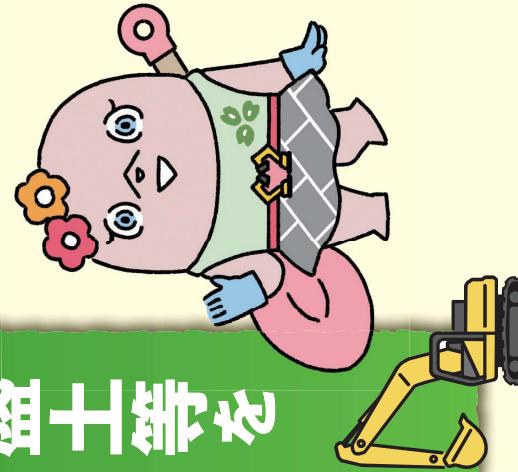
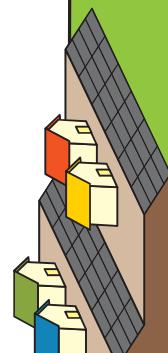
国土交通省  
農林水産省  
林野庁

令和5年 5月26日に施行され、

盛土規制法が  
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

今後、都道府県や市で規制区域の指定が進められます。

## ご存じですか？ 危険な盛土等を規制する取り組みが始まります



# 危険な盛土等による被害が各地で発生しています! /

\*「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きをいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、  
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的の被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



座薙された土砂の崩落により  
軽傷者1名、重傷者1名  
死者1名、重傷者1名  
住宅被害1棟

危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、  
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための  
取り組みが始まります。

## 新たな法律の概要

### 規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうる  
エリアは規制区域として指定されます。

### 安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、  
あらかじめ許可が必要となります。

### 盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、  
土地所有者等\*\*\*が盛土等を安全に保つ義務があります。  
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に債務が発生します。

## 盛土等についての Q&A

### Q1 新たな法律はいつから施行されるの?

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県や市が規制区域を指定した後に適用されます。

### Q2 規制区域の中か外かは、どうすれば分かるの?

都道府県や市のウェブサイトで確認することができます。

### Q3 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要なの?

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

### Q4 土地を買う時、不動産屋さんから説明があるの?

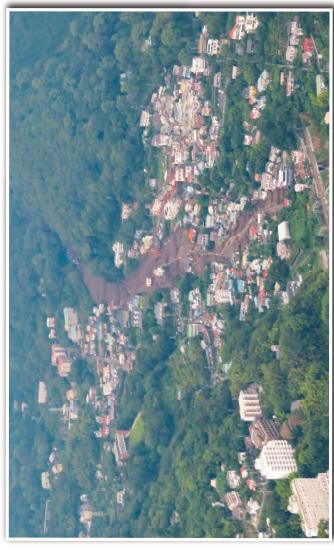
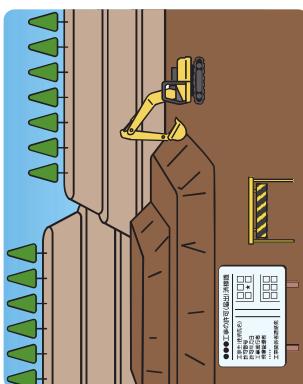
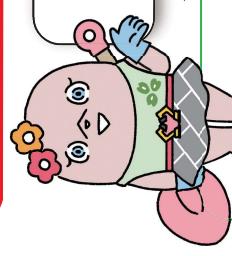
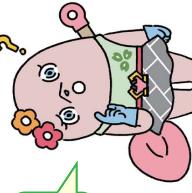
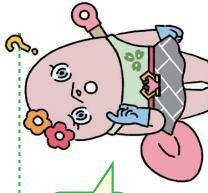
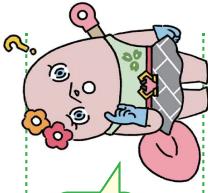
規制区域内で不動産取引を行う場合は、重要事項説明において、  
盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることになります。

### Q5 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられるの?

許可された場合はウェブサイト等で公表されるほか、工事中は現場に標識の設置が必要となります。ただし、まだ規制区域が指定されていない場合や許可对象外の工事である場合もあります。

### Q6 以前から近くの山中にあやしい盛土があるけど、危険なの?

盛土に割れが出来ている、盛土から水が大量にしみ出している、といった現象が見られる場合は注意が必要です。まずは、都道府県や市の盛土担当部局までお知らせください。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



座薙された土砂の崩落により  
軽傷者1名、重傷者1名  
死者1名、重傷者1名  
住宅被害1棟

危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、  
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための  
取り組みが始まります。

## 新たな法律の概要

### 規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうる  
エリアは規制区域として指定されます。

### 安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、  
あらかじめ許可が必要となります。

### 盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、  
土地所有者等\*\*\*が盛土等を安全に保つ義務があります。  
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に債務が発生します。



## 盛土等を安全な状態に保つためには維持管理が重要です

### 重要 !! 盛土等の維持管理

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等には正命令が行われる場合もあります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが非常に重要です。

このような現象が見られる場合は注意が必要です!  
↓ 所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

#### 盛土の割れ



#### 擁壁の割れ



#### 地下水の流出



### 規制区域のイメージ

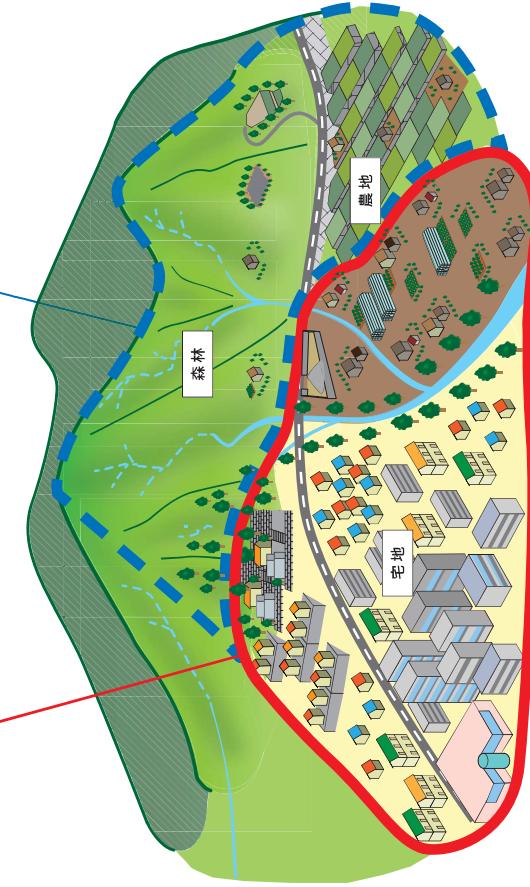
盛土等に伴う災害から人命を守るために、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

#### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

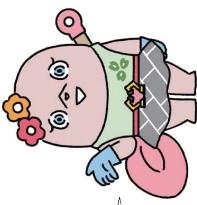
#### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定



### 重要 !! 不法な盛土等の早期発見のために

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。



### 規制区域の指定について

規制区域の指定状況は、都道府県や市に確認ください。  
規制区域は、都道府県や市が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聽いた上で決定されます。規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができます。



